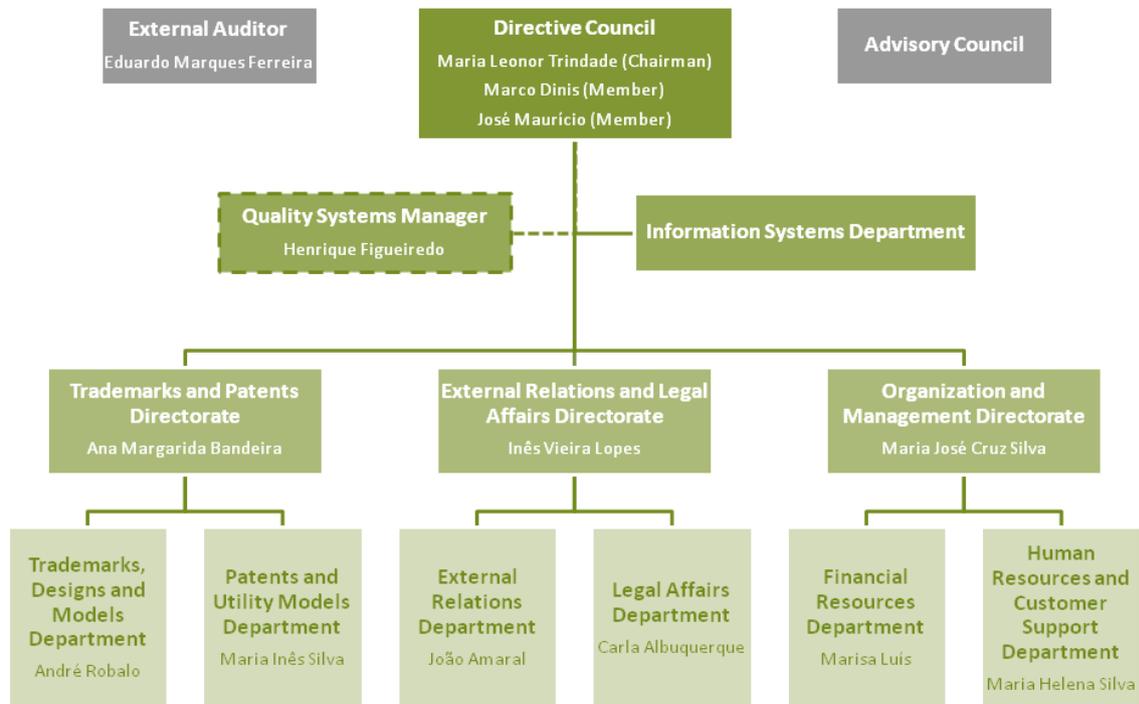


①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)				
②名称	Ministry of Justice Portuguese Institute of Industrial Property				
③所在地	Campo das Cebolas, 1149-035 Lisbon				
④連絡先	(電話) (351 21) 881 81 00		(FAX) (351 21) 886 98 59		
	(E-mail) <a href="mailto:servico.publico@inpi.pt">servico.publico@inpi.pt</a>		(internet) <a href="https://inpi.justica.gov.pt/">https://inpi.justica.gov.pt/</a>		
⑤組織の長	President, Directive Council: Mrs. Ana Margarida Bandeira				
⑥沿革	<p>(1) 1940年に工業所有権法が制定された。</p> <p>(2) この工業所有権法には、特許、実用新案、意匠、商標について規定が定められている。この工業所有権法は1995年の改正法により改正された。</p> <p>(3) 更に、この1995年法は、2003年の改正法及び2008年の改正法(法令No.143)により改正された。最新の改正である2008年の改正法(法令No.143)により行なわれ、この法令No.143は2008年10月1日から施行されている。</p> <p>(4) 2011年6月24日に「IP裁判所」を設置する法律第46/2011号が制定された。</p> <p>(5) 2012年3月20日、法律第67/2012号により、ポルトガル知的財産裁判所がリスボンに設立された。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案、意匠権、商標権、半導体製品のトポグラフィー、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO 1975/4/27	ベルヌ 1911/3/29	ブリュッセル 1996/3/11	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1893/10/31
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT	レコード保護	ローマ 2002/7/17
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1997/10/16	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト		ジュネーブアクト	リスボン 1966/9/25
	マドリッド(標章) 1893/10/31	マドプロ 1997/3/20	PCT 1992/11/24	ロカルノ	ニース 1961/4/8
	ストラスブール 1979/5/1	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		807	958	753
(内 外国出願)			104	263	42	48
(内 日本から)			3	4	11	6
(内 PCTルート)			11	15	16	23
実用新案	全数		93	94	102	96
	(内 外国出願)		39	38	43	57
意匠	全数		268	257	244	231
	(内 外国出願)		18	13	9	24
	(内 日本から)		2	1		
商標	全数		21,516	21,586	22,072	20,204
	(内 外国出願)		2,466	2,237	2,239	1,905
	(内 日本から)		15	12	23	12
登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年	
特許	全数		80	110	191	104
	(内 外国出願)		6	10	12	15
	(内 日本から)		1	1		8
	(内 PCTルート)		3	6	8	10
実用新案	全数		72	47	61	48
	(内 外国出願)		29	23	28	25
意匠	全数		302	352	242	207
	(内 外国出願)		30	103	14	14
	(内 日本から)		2	1		
商標	全数		18,931	16,902	19,908	16,280
	(内 外国出願)		2,589	2,189	2,191	1,908
	(内 日本から)		22	22	24	10
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



(出典):ポルトガル特許庁のHP

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年10月23日施行 (2009年法律第1254号) (注) 2009年法律第1254号は料金の改定につき、従前の2008年10月1日施行の2008年法律第143号の条文により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポルトガル全領域。 (工業所有権法第4条)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第58条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポルトガルに非居住の出願人は、ポルトガル国内での代理人(公認の弁理士又は弁護士)を選任しなければならない。(工業所有権法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (工業所有権法第61条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (工業所有権法第99条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第55条(1)、第56条)
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 公の又は公認の内外国の博覧会における意匠の展示。期間は展示日から6月。 (2) 発明者又は承継人に関する明らかな権利濫用による意匠の開示、又は工業所有権庁による不適切な公開による意匠の開示。このケースについては、期間は定めがない。 (工業所有権法第57条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 自然界に既に存在している原料又は物質及び核物質 (3) 審美的創作 (4) 知的行為、遊戯方法又は事業を行うための仕組、規則及び方法 (5) 情報の提示 (6) 発表又は実施することが、法律又は公の秩序、公衆衛生又は道徳に反する発明 (7) 人体のクローン方法 (8) 人体の胚の遺伝的特性を変更する方法 (9) 工業又は商業目的での人間の胚の使用 (10) 動物の胚の遺伝的特性を変更する方法であって、人又は動物に実質的な医学的利益をもたらさずにそれらに苦痛を与えるもの。 または、その方法から生じる動物 (11) 生成及び発展のすべての段階における人体、並びに人体の要素うちの一つの単なる解読、 (12) 植物及び動物品種、並びにそれらを取得するための本質的に生物学的方法 (13) 人体又は動物体について行われる手術又は治療及び診断の方法による人体又は動物体についての処置の方法 (工業所有権法第52条、第53条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (工業所有権法第68条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (工業所有権法第68条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (工業所有権法第66条)
⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願の公告日から2月間、異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第17条)	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第33条、第35条)	

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)																																																																	
⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与日から3年。 (工業所有権法第106条)																																																																	
⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="443 309 1490 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>(オンライン出願)</th> <th>(紙形式の出願)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願料</td> <td>101.40 EUR</td> <td>202.80 EUR</td> </tr> <tr> <td>仮出願の出願料</td> <td>10.14 EUR</td> <td>20.28 EUR</td> </tr> <tr> <td>サーチ手数料</td> <td>20.28 EUR</td> <td>40.56 EUR</td> </tr> <tr> <td>完全出願への変更手続</td> <td>70.98 EUR</td> <td>141.96 EUR</td> </tr> <tr> <td>早期公開手数料</td> <td>5.07 EUR</td> <td>10.14 EUR</td> </tr> </tbody> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金(オンライン及び紙による場合も同額)</p> <table border="1" data-bbox="443 600 1490 869"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>金額</th> <th>年次</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5年次</td><td>50 EUR</td><td>13年次</td><td>450 EUR</td></tr> <tr><td>6年次</td><td>75 EUR</td><td>14年次</td><td>500 EUR</td></tr> <tr><td>7年次</td><td>100 EUR</td><td>15年次</td><td>550 EUR</td></tr> <tr><td>8年次</td><td>150 EUR</td><td>16年次</td><td>550 EUR</td></tr> <tr><td>9年次</td><td>300 EUR</td><td>17年次</td><td>650 EUR</td></tr> <tr><td>10年次</td><td>350 EUR</td><td>18年次</td><td>650 EUR</td></tr> <tr><td>11年次</td><td>350 EUR</td><td>19年次</td><td>700 EUR</td></tr> <tr><td>12年次</td><td>400 EUR</td><td>20年次</td><td>700 EUR</td></tr> </tbody> </table> <p>※SPCによる期間延長の場合の年金:(オンライン及び紙による場合も同額)</p> <table border="1" data-bbox="443 925 1490 1093"> <tbody> <tr><td>1年目</td><td>709.80 EUR</td></tr> <tr><td>2年目</td><td>760.50 EUR</td></tr> <tr><td>3年目</td><td>811.20 EUR</td></tr> <tr><td>4年目</td><td>861.90 EUR</td></tr> <tr><td>5年目</td><td>912.60 EUR</td></tr> </tbody> </table>			(オンライン出願)	(紙形式の出願)	出願料	101.40 EUR	202.80 EUR	仮出願の出願料	10.14 EUR	20.28 EUR	サーチ手数料	20.28 EUR	40.56 EUR	完全出願への変更手続	70.98 EUR	141.96 EUR	早期公開手数料	5.07 EUR	10.14 EUR	年次	金額	年次	金額	5年次	50 EUR	13年次	450 EUR	6年次	75 EUR	14年次	500 EUR	7年次	100 EUR	15年次	550 EUR	8年次	150 EUR	16年次	550 EUR	9年次	300 EUR	17年次	650 EUR	10年次	350 EUR	18年次	650 EUR	11年次	350 EUR	19年次	700 EUR	12年次	400 EUR	20年次	700 EUR	1年目	709.80 EUR	2年目	760.50 EUR	3年目	811.20 EUR	4年目	861.90 EUR	5年目	912.60 EUR
	(オンライン出願)	(紙形式の出願)																																																																
出願料	101.40 EUR	202.80 EUR																																																																
仮出願の出願料	10.14 EUR	20.28 EUR																																																																
サーチ手数料	20.28 EUR	40.56 EUR																																																																
完全出願への変更手続	70.98 EUR	141.96 EUR																																																																
早期公開手数料	5.07 EUR	10.14 EUR																																																																
年次	金額	年次	金額																																																															
5年次	50 EUR	13年次	450 EUR																																																															
6年次	75 EUR	14年次	500 EUR																																																															
7年次	100 EUR	15年次	550 EUR																																																															
8年次	150 EUR	16年次	550 EUR																																																															
9年次	300 EUR	17年次	650 EUR																																																															
10年次	350 EUR	18年次	650 EUR																																																															
11年次	350 EUR	19年次	700 EUR																																																															
12年次	400 EUR	20年次	700 EUR																																																															
1年目	709.80 EUR																																																																	
2年目	760.50 EUR																																																																	
3年目	811.20 EUR																																																																	
4年目	861.90 EUR																																																																	
5年目	912.60 EUR																																																																	
⑳料金減免措置の有無	出願をオンラインにより行う場合は、出願料が減額される。																																																																	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																																	

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2009年10月23日施行 (2009年法律第1254号) (注) 2009年法律第1254号は料金の改定につき、本件解析は従前の2008年10月1日施行の2008年法律第143号の条文により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポルトガル全領域 (工業所有権法第4条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第121条、第58条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポルトガルに非居住の出願人は、ポルトガル国内での代理人(公認の弁理士又は弁護士)を選任しなければならない。(工業所有権法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (工業所有権法第124条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から6年。更に2年ずつ2回更新することができる。(最長10年) (工業所有権法第142条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第120条、第56条)
	⑩「グレースピリット」	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 公の又は公認の内外国の博覧会における意匠の展示。期間は展示日から6月。 (2) 発明者又は承継人に関する明らかな権利濫用による意匠の開示、又は工業所有権庁による不適切な公開による意匠の開示。このケースについては、期間は定めがない。 (工業所有権法第120条、第57条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 自然界に既に存在している原料又は物質及び核物質 (3) 審美的創作物 (4) 知的行為、遊戯方法又は事業を行うための仕組、規則及び方法 (5) 情報の提示 (6) 発表又は実施することが、法律又は公の秩序、公衆衛生又は道徳に反する発明 (7) 生物材料を含む発明 (8) 化学物質もしくは医薬品、または化学的若しくは医学的方法 (工業所有権法第118条、第119条、第52条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (工業所有権法第132条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願中または暫定実用新案の有効期間中、実体審査請求をすることができる。 (工業所有権法第131条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から6月経過後に公開される。出願人の請求により出願日又は優先日から18月経過後まで公開を繰延べることができる。 (工業所有権法第128条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願の公告日(公開日)から2月間、異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第132条、第17条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、実用新案の無効は裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第33条、第151条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与日から3年。 (工業所有権法第149条、第106条)

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)				
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]				
	(オンライン出願)		(紙形式の出願)		
	出願料	101.40 EUR	202.80 EUR		
	審査料	76.05 EUR	152.10 EUR		
	早期公開手数料	5.07 EUR	10.14 EUR		
	公開繰延手数料	30.42 EUR	60.84 EUR		
	[実用新案権維持に掛かる費用]				
	年金	(オンライン手続) (紙形式の手続)		(オンライン手続) (紙形式の手続)	
	5年次	30.42 EUR	46 EUR	11年次 45.63 EUR	60.84 EUR
	6年次	30.42 EUR	46 EUR	12年次 45.63 EUR	60.84 EUR
	7年次	30.42 EUR	46 EUR	13年次 45.63 EUR	60.84 EUR
	8年次	35.49 EUR	51 EUR	14年次 45.63 EUR	60.84 EUR
	9年次	35.49 EUR	51 EUR	15年次 60.84 EUR	60.84 EUR
	10年次	35.49 EUR	51 EUR		
	※13年次から15年次については、1995年6月1日前の法律に基づき出願及び付与された実用新案についてのみ適用				
	⑳料金減免措置の有無	出願をオンラインにより行う場合は、出願料が減額される。			
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年10月23日施行 (2009年法律第1254号) (注) 2009年法律第1254号は料金の改定につき、従前の2008年10月1日施行の2008年法律第143号の条文により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポルトガル全領域 (工業所有権法第4条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (工業所有権法第181条、第58条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポルトガルに非居住の出願人は、ポルトガル国内での代理人(公認の弁理士又は弁護士)を選任しなければならない。(工業所有権法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (工業所有権法第184条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に、最長25年になるまで更新することができる。 (工業所有権法第201条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第177条)
	⑩「グレースピリオド」	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 創作者もしくは承継人、または創作者若しくは承継人から提供された情報又はそれらによって提供された第三者による出願日又は優先日前の意匠の開示。期間は、開示日から12月。 (2) 公の、又は公認の内外国の博覧会における展示による意匠の開示。期間は、開示日から6月。 (工業所有権法第180条)
	⑪不登録対象	(1) 国家、市政機関、外国又は外国の公的団体もしくは私的団体の表象、紋章、記章、識別標識、あるいは赤十字もしくはそれに類する団体の記章又は名称、あるいはパリ条約第6条の3で規定されている標識を含む意匠。 (2) 非常に高い象徴的な価値を有する標識、例えば宗教上の象徴からなる意匠。 (3) 公共の秩序又は道徳に反する表現若しくは図形を含む意匠。 (工業所有権法第197条)
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件、出願の対象が意匠又はひな形の登録対象に合致しているかどうか、及び登録適格性についてのみ行われる。 (工業所有権法第188条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (工業所有権法第188条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第173条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第186条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (工業所有権法第184条)
	⑲出願公開制度の有無	無。 (工業所有権法第189条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から30月までの間で、意匠の公開を繰延べることができる。 (工業所有権法第190条)
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も。公告日から2月間、異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第188条、第17条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は、裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第33条、第208条)
	㉓登録表示義務	無。 (工業所有権法第202条)

① 国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)		
②④ 費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	(オンライン出願)      (紙形式の出願)		
	出願料(5物品まで)	101.40 EUR	202.80 EUR
	5超の各物品につき	10.14 EUR	20.28 EUR
	公開繰延手数料	30.42 EUR	60.84 EUR
	[意匠権の維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料(2回目、3回目、4回目、5回目の各5年間。物品ごとに)		
	(オンライン出願)      (紙形式の出願)		
	第2回目の5年間	30.42 EUR	60.84 EUR
	第3回目の5年間	40.56 EUR	81.12 EUR
	第4回目の5年間	50.70 EUR	101.40 EUR
	第5回目の5年間	60.84 EUR	121.68 EUR
	②⑤ 料金減免措置 の有無	出願又は更新をオンラインにより行う場合は、出願料又は更新料が減額される。	

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2009年10月23日施行 (2009年法律第1254号) (注) 2009年法律第1254号は料金の改定につき、従前の2008年10月1日施行の2008年法律第143号の条文により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポルトガル全領域 (工業所有権法第4条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、証明商標、原産地表示 (工業所有権法第222条、第228条、第229条、第230条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標、音響商標、 (工業所有権法第222条)
	⑦出願人資格	正当な権益を有する者(自然人、法人)(工業所有権法第225条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (工業所有権法第237条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポルトガルに非居住の出願人は、ポルトガル国内での代理人(公認の弁理士又は弁護士)を選任しなければならない。 (工業所有権法第10条)
	⑪出願言語	ポルトガル語(工業所有権法第233条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (工業所有権法第255条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 視覚的に表示することのできない標識 (2) 関係する商品又はサービスに対して識別的性格を有していない標識 (3) 商品の性質に起因する又は技術的成果を得るために必要な又は商品に実質的価値を与える形状のみをもって構成されている標識 (4) 商品若しくはサービスについて、その種類、品質、数量、用途、価値、原産地、商品製造若しくはサービス提供の時期、又はその他の特性を指示するために業として使用されることのある標識若しくは表示のみにより構成されている標識 (5) 通常語において又は善意かつ確立した事業慣行において、商品又はサービスを示すものとして慣習的となっている標識又は表示のみをもって構成されている商標 (6) 色彩のみで構成されている標章。ただし、色彩相互に又は図形、言語表現その他の特定の要素及び識別性のある方法で結合されている場合を除く (7) 国家、市政機関、外国または外国の公的団体もしくは私的団体の表象、紋章、記章、識別標識、あるいは赤十字もしくはそれに類する団体の記章又は名称、あるいはパリ条約第6条の3で規定されている標識を含む標識 (8) 非常に高い象徴的な価値を有する標識、例えば宗教上の象徴からなる標識 (9) 公共の秩序又は道徳に反する表現若しくは図形を含む標識 (10) 商標がデザインされている商品またはサービスの性質、特性、用途、地理的原産地について公衆を混同する可能性のある標識 (11) ポルトガルの国旗またはその構成要素のみからなる標識 (12) 国旗からなる商標であって、当該商標が 1) デザインされている商品又はサービスの地理的原産地について公衆を混同させる可能性がある場合、 2) 公的機関から生じる商品またはサービスとして消費者を誤認させる場合、 3) 国旗若しくはその構成要素に無礼又は悪評が生じる場合。 (13) 先に登録されている標章の全部又は一部の複製又は模倣であって、当該標章が他人名義で先に登録されている商品又はサービスと同一又は類似のものを対象としているものであって、消費者に錯誤若しくは混同を生じさせるか又は公衆が当該標章を他の標章と関連付ける危険を生じさせる可能性がある場合 (14) 商標がデザインされている商品またはサービスと同一又は類似の商品又はサービスにおいて活動する企業を識別するために他者によって既に登録されているロゴの全部または一部の複製または模倣であって、消費者に錯誤若しくは混同を生じさせる可能性がある場合 (15) 他の工業所有権に抵触する商標 (16) 許可なく他人若しくは故人の名前、肖像又はその他の表現を使用している商標 (工業所有権法第238条、第239条)

①国名	Portuguese Republic (PT) (ポルトガル共和国)		
⑮防護標章制度の有無	無。		
⑯周知商標制度の有無	有。 (工業所有権法第241条, 第242条)		
⑰一出願多区分制度の有無	有。 (工業所有権法第235条)		
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、方式要件、出願自体の登録適格性、及び同一又は類似の商品又はサービスについて既登録の商標との類似性について行われる。 (工業所有権法第237条)		
⑲審査請求制度の有無	無。 (工業所有権法第237条)		
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。		
㉑出願公開制度の有無	無。 (工業所有権法第236条)		
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第236条)		
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第33条、第35条、第265条)		
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (工業所有権法第268条)		
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ポルトガルは、ニース協定の加盟国) (工業所有権法第233条)		
㉖図形要素の分類	無。		
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (工業所有権法第262条)		
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	(オンライン出願)	(紙形式の出願)
	1クラスを含む出願	120 EUR	240 EUR
	1超の各クラスにつき	30.42 EUR	60.84 EUR
	登録料		
	[商標権の維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料	(オンライン出願)	(紙形式の出願)
	1クラスを含む商標	120 EUR	240 EUR
1超の各クラスにつき	30.42 EUR	60.84 EUR	
㉙料金減免措置の有無	出願又は更新をオンラインにより行う場合は、出願料又は更新料が減額される。		